

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和8年3月13日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第7号

記

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年2月10日規則第4号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条（略） （用語の定義） 第3条（略） 第4条・第5条（略） （総合事業の利用申請及び決定） 第6条 第4条第1号から第3号までに規定する事業の利用を希望する者は、要支援認定を受けている場合 _____ を除き、恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書(様式第1号)に厚生	第1条・第2条（略） （用語の定義） 第3条（略） 2 前項に規定するもののほか、この規則において「 <u>継続利用要介護者</u> 」とは、 <u>省令第140条の62の4第3号に規定する居宅要介護被保険者をいう。</u> 第4条・第5条（略） （総合事業の利用申請及び決定） 第6条 第4条第1号から第3号までに規定する事業の利用を希望する者は、要支援認定を受けている場合 <u>又は継続利用要介護者である場合</u> を除き、恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書(様式第1号)に厚生

現行	改正案
労働省が示す基本チェックリストを添えて市長に申請しなければならない。	労働省が示す基本チェックリストを添えて市長に申請しなければならない。
2 (略)	2 (略)
第7条～第9条 (略)	第7条～第9条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。